芝桜対策事業業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

羊山公園は芝桜の開花期になると毎年多くの観光客が訪れ、思わぬ事故が発生したり、周辺の道路が渋滞したりする恐れがある。そこで羊山公園における芝桜開花期の来園者の安全対策及び周辺道路の交通渋滞対策、臨時駐車場からのバス輸送等の対策業務を統合した指揮命令系統を構築し、来園者及び周辺住民への対応を改善することを目的に、本事業を実施する。

なお、本業務を委託する業者の選定にあたっては、イベント開催時の交通警備やお客様対応等のノウハウを持ち、熱意を持って本業務を実施することのできる業者を選定するため、一般公募型プロポーザル方式により実施する。

2 業務概要

業務委託名:芝桜対策事業業務委託

・業 務 内 容:別添「芝桜対策事業業務委託仕様書」のとおり

※ただし、契約時における仕様書を優先する

・履行期間:契約日から令和9年6月30日まで

※芝桜対策期間は毎年4月上旬から5月上旬を基本とし、関係各所と協

議の上決定される。

・履 行 場 所:羊山公園及び臨時駐車場等

・上 限 額:400,000,000円(消費税込) ※事業提案における実施費用上限額

3 契約方法

一般公募型プロポーザル方式による随意契約

4 参加資格

応募者は、本業務を履行することができる能力や実績を有し、令和 5・6 年度秩父市 入札参加資格者名簿(物品・役務)に、業種「催物・広告等」、細目「その他企画・制 作」ですでに登載されている者又は令和 6 年 10 月 24 日 (木)までにその業種・細目 で入札参加資格審査申請をすることができる者とする。

また、令和7年度以降も契約が続くため、令和6年11月29日(金)までに業種「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目「催物等」、営業品目(小分類)「催物の企画・運営等関連業務」で秩父市に令和7・8年度の入札参加資格審査申請をすることができる者とする。

5 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 本業務実施要領の公表日から企画提案書提出までの期間に、秩父市の契約に係る 入札参加停止等の措置要綱(平成26年告示第126号)第2条に基づく入札参加 停止の措置を受けている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3 条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員 を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者
- (4) 秩父市の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成26年告示第127号)第3条の規 定に基づく入札参加除外の措置を受けている者
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の 申立てをしている者
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の 申立てをしている者
- (7) 秩父市資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加制限に関する運用 基準(令和5年4月1日適用)に準じ、同基準の第3項に該当する者が同一入 札に参加する場合。(秩父市入札参加資格者名簿(物品・役務)に登載されてい る者のうち、資本関係又は人的関係のある複数の者が、それぞれ応募者として本 プロポーザルに参加する場合。)
- (8) 応募に係る提出書類等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (9) 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは 妨げた者
- (10) 秩父市に納税義務がある場合、市税を滞納している者

6 応募に関する留意事項

- (1)費用負担
 - 応募に関する書類の作成及び提出・提案に係る全ての費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の取扱い・著作権
 - ア 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない ものとする。
 - イ 提出書類は、庁内及び提案審査で使用する場合に限り複写する。
 - ウ 提出書類は、秩父市情報公開条例(平成17年条例第10号)に基づく公開請求 があった場合には対象文書として原則公開することとする。なお、法人等に関す る情報又は事業を営む個人の情報であって、公開することにより、当該法人等又

は当該個人に不利益を与える恐れのあるものは、同条例第7条第1項第3号の規 定により非公開となる場合がある。公開・非公開の判断は、同条例に基づき市が 客観的に判断する。

エ 本市は、応募者に無断で本プロポーザル以外の目的で提出された書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国 以外の国の法令に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている意匠、デ ザイン等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 本市からの提供書類の取扱い

本市が提供する資料は、応募者に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても本市の了解を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することは禁止する。

(5) 応募者の複数提案の禁止 応募者(提案者)は、一事業に対し一つの提案しか行うことができない。

(6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない、ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、 本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

(8) 提出書類の変更の禁止

提出期限後においては、提出した書類を変更することはできない。本市の指示により行う以外の提出書類の変更、差し替え、再提出、返却には応じない。なお、提出書類については、後日参考資料等を求めることがある。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書類に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提出書類を 無効とする。

7 選定スケジュール

日		内容	備考
令和6年10月1日	日 (火)	プロポーザル実施要領等の公開	ホームページで公開
令和6年10月22	日(火)	参加表明書の提出期限	持参又は郵送(必着)
令和6年10月22	日(火)	質問書の提出期限	電子メールで提出

令和6年10月24日(木)	プレゼンテーション審査会 案内通知	郵送及び電子メール
令和6年10月24日(木)	(入札参加資格審査申請期限)	※名簿登載がない場合 契約課に申請
令和6年10月29日(火)	質問に対する回答期限	ホームページで回答
令和6年11月5日(火)	見積書・企画提案書の提出期限	持参又は郵送(必着)
令和6年11月11日(月)	プレゼンテーション審査会	秩父市歴史文化伝承館 5階第1会議室
令和6年11月15日(金)	結果通知	郵送及び電子メール
~令和6年12月まで	業務についての打合せ・ 実施計画の作成	
令和7年1月(予定)	委託契約締結	

8 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書等に関して質問がある場合は、下記の方法で質問書を提出すること。

(1)提出方法

「質問書(様式第1号)」に必要事項を記入し、電子メールで提出すること。 ※メール件名に「芝桜対策事業業務委託プロポーザル質問_送信年月日(西暦8桁)_事業者名」と入力し提出すること。電子メールにて質問書を送付した後は、必ず電話で送信した旨を伝え、着信したことを確認すること。

(2) 提出期限

令和6年10月22日(火)

(3) 提出先

秩父市 地域整備部 まちづくり公園課

E-mail: toshi@city.chichibu.lg.jp

電 話:0494-26-6867

(4) 回答方法

質問への回答は令和 6 年 10 月 29 日(火)までに秩父市のホームページに一括して掲載する。掲載期間は見積書・企画提案書の提出期限(令和 6 年 11 月 5 日(火))までとする。

ただし、本業務への受託候補者の決定において、公平性を保てないと判断される 質問には回答せず公表しない場合もある。

9 参加方法

応募者は、「参加表明書(様式第2号)」及び「企業状況確認表(様式第3号)」に必要事項を記入し、下記の方法で提出すること。

(1)提出方法

持参又は郵送(必着)

(2) 提出期限

令和6年10月22日(火) 午後5時 ※持参の場合、受付は土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

₹368-8686

埼玉県秩父市熊木町8番15号(秩父市歴史文化伝承館5階) 秩父市 地域整備部 まちづくり公園課

10 見積書・企画提案書の提出

(1)提出書類及び方法

下記 ア〜エの書類 各 10 部を持参又は郵送(必着)

ア 見積書

書式は自由。1年度分をA4サイズ・片面1ページでまとめたものを3年度分作成すること。それぞれに代表者印を押印し、税額も記載すること。

※押印した原本は1部、その他の9部は写しを提出すること。

イ 見積内訳書

書式は自由。1年度分をA3サイズ・片面7ページ以内でまとめたものを3年度分作成すること。A4サイズになるようZ折りすること。

ウ 企画提案書

仕様書「5業務委託内容」に沿った形で作成すること。書式・ページ数は自由。A4 サイズ・用紙縦置き・横書き・左綴じで製本すること。

エ 芝桜対策スケジュール

別紙「芝桜対策スケジュール(見本)」を参考に1年度分をA4サイズ・片面1ページでまとめたものを3年度分作成すること。

(2) 提出期限

令和6年11月5日(火) 午後5時 ※持参の場合、受付は土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

₹368-8686

埼玉県秩父市熊木町8番15号(秩父市歴史文化伝承館5階)

秩父市 地域整備部 まちづくり公園課

(4) 留意点

- ア 提出された書類は返却しないものとする。
- イ 提出後の追加・修正は提出期限までの間に限り認める。
- ウ 企画提案書は1提案者につき1案とする。

11 プレゼンテーション審査の実施

前項に基づき提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を次のとおり 実施し、優先交渉権者を選定する。なお、プレゼンテーション審査会当日の提案開始時 間等の詳細については、参加表明書を提出した応募者に令和6年10月24日(木)付 で郵送及び電子メールにて通知する。

(1)審査方法

- ア 日時 令和6年11月11日(月) 午後1時から
- イ 会場 秩父市歴史文化伝承館 5 階 第1会議室
- ウ 審査順 企画提案書を提出した順(受付順)に審査する。
- 工 審查員 市職員
- オ 審査項目 下記表のとおり

審査項目	配点	実施要領・仕様書対応箇所
本事業に対する理解・取組の積極性	20	仕様書 5 全体
仮設施設・看板等の設置の妥当性	10	仕様書5 (1) ①②③
スタッフの配置計画の妥当性	30	仕様書5 (2) ①②、(3) ①
パーク&バスライド運用計画の 妥当性	20	仕様書5 (3) ②
団体バス予約管理システムの 構築、運営	10	仕様書5 (4)
経費削減の取り組み	30	仕様書 5 全体
芝桜対策スケジュールの妥当性	20	実施要領10(1)エ 芝桜対策スケジュール
見積金額	30	実施要領10(1)ア 見積書
合計	170	

カ 審査基準

各審査項目に関する各審査員の評価結果に基づき、優先交渉権者を選定する。審査員の評価点の合計点が最も高い提案者を優先交渉権者とし、本業務委託契約に向けて交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、合計点が次に高い者と交渉を行う。

また、合計点が最も高い者が複数いる場合は、審査員の多数決によって優先交渉権者を決定する。

応募者が1者の場合でも審査を行い、審査員の評価点の合計点が、満点の6割以 上の点数であれば優先交渉権者として決定する。

キ 審査結果の通知

審査に参加したすべての提案者に令和6年11月15日(金)付で郵送及び電子メールにて通知する。なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、 異議申立ては受け付けないものとする。

ク プレゼンテーション実施方法

·提案時間:30分以内

· 質疑応答: 20 分程度

・参加人数:3人以内

- ・プレゼンテーションは、企画提案書を基に PowerPoint 等を使用して行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ・プレゼンテーションで用いるプロジェクター及びスクリーン、HDMI ケーブル、電源は本市が用意する。パソコン、レーザーポインター等、その他の必要な機材は参加者が用意すること。
- ・インターネット回線を本市は提供しない。
- ・プレゼンテーション審査を正当な理由なく欠席した場合は、本プロポーザルを 棄権したものとみなす。

12 欠格事項

次のいずれかに該当する場合、その提案者は失格とする。この場合において失格となった提案者が優先交渉権者に選定されているとき、本市はその選定を取り消し、その次に高い順位にある提案者を優先交渉権者に選定する。

- (1) 参加資格を満たさないことが判明した場合
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったことが判明した場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為をした場合
- (4) 本実施要領に違反した場合
- (5) その他本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合

13 契約締結

本プロポーザルの優先交渉権者との契約内容に関する協議が整い次第、契約締結の手続きを行うものとする。その際、優先交渉権者は改めて見積書を提出するものとする。

14 再委託の制限

契約締結後、受注者は、発注者の承諾に基づき、本業務の一部を第三者に委託することができる。ただし、業務における総合的な企画・判断・業務遂行管理部分を外部に再委託してはならない。

15 その他

- (1) 本プロポーザルの参加表明をした後、本プロポーザルから辞退しようとする場合は、速やかに「提案辞退届(様式第4号)」を本市に提出しなければならない。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3)本事業に係る書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費はすべて提案者の負担とする。急遽やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止、又は取消をすることがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- (4) プロポーザル実施に関する情報(提案者から提出された書類を含む。)は、秩父市情報公開条例(平成17年条例第10号)に基づき、開示する場合がある。
- (5) 提案にあたって、業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。
- (6) 本プロポーザルは受注候補者の選定を目的として実施するものであり、契約内容 においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

16 問い合わせ先

秩父市 地域整備部 まちづくり公園課

住 所: 〒368-8686

埼玉県秩父市熊木町8番15号(秩父市歴史文化伝承館5階)

電 話: 0494-26-6867 FAX: 0494-26-5967

E-mail: toshi@city.chichibu.lg.jp